## 宋代權茶開始年代考附三說法

曾 我 部 靜 雄

五冊所載、松井等氏論文「北宋の對契丹防備と茶の利用」頁一三六に於て、次の如く述べてゐる。 宋代の権茶、 朱の太祖の乾德二年、権茶法の實施せられし事は、續資治通鑑長編卷に見え、 即ち茶の專賣の開始年代については、大正七年十二月發行、 滿鮮地理歷史研究報告第 その記事に、 乾德

不送官、及私販者沒入之といひ、次に、乾德三年九月、 権斯黃舒廬壽五州茶、置十四場、籠其利、

並置場、權茶 …… 令民茶折稅外、

悉官買、

民敢藏慝而

二年八月、初令京師·建安·漢陽·蘄口、

**歲入百餘萬緡といへり。折稅とは、茶を以て稅錢に代納するを謂ひ、** 

願折茶者、

謂之折稅茶とあるものに同じ。 この代納用の茶を除く外は、 茶は總て官有となり、 官

の手に由つて賣り下げらるゝ事となれ b 置場とは、 宋史の食貨志に山場と記せらるゝものに同

と云ひ、又同じく頁一七五、註四には、 じく、茶務(殊に茶の買入)の監督所なり。云々

文献通考 務は権貨務にして場は山場なれば二者同じからず。 (征権五)には、 乾德二年八月、 始令京師及建安漢陽等軍斬口、 宋史の食貨志には、 置務とありて置場と謂は 初京師建安襄復州

第十七卷。第一號

宋代権茶開始年代考附三說法

亚

宋史の食貨志に、民歳輸税、

第十七卷

皆置務と記 考ふるに、 して、 乾 徳二年に、 文献 通考と同 京師 建安漢陽 じく務といひ、 嘶 П に権貨務(山場に非ず)を置き、 漢陽町口の代りに襄州! 復州を舉ぐ。 次で襄州復州 (中略 1: 山 つて

漢陽嘶 と逃 5 べてゐ 口並 ñ 业置場, る。 なり。 こゝに以上引用せる所を要約すれば松井氏は長編卷五に乾德二年八月、 権茶とある事より乾徳二年を以て宋代権茶開始の年となし、 F 略 この年に京師を始めと 初冷京師 建安

して 立せる記 を掌る役所| の買入を目的とする山場にあらずして、その反對の目的、 乾德二年八月、 他の三 述をば全部確實なるものと是認し、これより立論せられたる宋代権茶開始年 一地方に 「権貨務」をば設けたとなしてゐる。 卽ち長編 山場を置いて茶を権したと見、 に謂ふ山場を置いたと同 自分は松井氏のこの長編と宋史、 ----年同月に、 方又註に於ては宋史及び文献通考の 即ち官有の茶をば希望者に賣り下ぐる事 しかも山場を設置したと同 文献 通考 代説に對 記事よりして 地 Ø 方に、 如 ζ 相 茶 聊 খ 務

れて 氏の謂へ 要するに問題 ねる が る如く場務共に置かれたのかにあり。 この事 は乾徳二年八月に京師建安漢陽町口に場を置かれたのか、務を置かれたのか、 を記述せる書は他に もあり。 松井氏は長編、 例 へば沈括の夢溪筆談卷十二には、 宋史食貨志、 文献通考の三書を利用さ 又松井

か

疑を懐く所あり、

以下少しく自説を述べて、大方各位の高教を仰ぐ次第である。

本朝茶法。 乾德二年。 始詔在京建州漢斬口。 各置椎貨務。

とか、 叉王應麟の玉海卷百八十一、 乾德権貨務 の所に は

乾 德二年八月辛酉。 置權貨 務。 京師及建安漢 陽 蘄 口 並

とか。 その他李悳の皇宋十朝綱 要卷 1: ş

乾德二年八月辛酉。 韶於京 師 及沿江。 各置權貨務。 令商旅入 金帛於京師。

など見えてゐる。 こゝに注意すべ きは長編以外 の諸書は悉く権貨務を置いたと謂つて買茶場を置 執引詣沿江給茶。 Ç tz

應全文を記 載するならば、

三百斤。

定納錢決杖之法。

於是。

**冷民茶折稅外**。

悉官買。

民敢藏匿而

不送官。

及私販鬻者。

沒入

と謂はない。

買茶場(山

場)を置

v

たと謂へる唯

の史料である長編の記事

を

煩に失する

かゞ

必

要上今

德二年八月辛酉。 初令京師建安漢陽蕲口。 並置場。 権
茶
っ 自唐武宗。 始禁民私賣茶。 自十斤至

さ 計其直。 百錢以上者。 杖七十。 八貫加役流。 主吏以官茶貿易者。 計其直。 五百錢流二千里。

貫五百。 及持仗贩易私茶。 爲官司擒捕者。 皆死o 當在此年。今附見榷茶後。自唐武宗以下至皆死。並據本志。

する。 れた 右 の長編の一文を熟讀するならば、 る茶 それ の買入れ は場 の監督所である。 即ち買茶場(山場)の性質を考ふるならば自から明か 支那に於ける茶の産地は南方揚子江流域地方で、 場を設けて茶を権したと云へ る事に大なる誤謬を犯か である。 場は茶の産地 宋代では せるを發見 に設けら 所 謂

淮湖浙

福建

地

方がその主要産地である。

故に買茶場を設置するならば、

これ等の地

方に設けられ

るが

第十七卷

邻一

號

H

Ŧî.

朱代惟茶開始年代考附三說法

第十七卷

る矛盾である。 次に又長編卷六には 然るに長編では茶の産地よりは遠く隔れる京師 (開封)に買茶場を設けたと謂ふ。

其 乾德三年九月己卯。 歲入百餘萬稱 以度支郎中蘇曉為淮南轉運使。 曉建議<sup>0</sup> 椎蘄黄舒廬壽五州茶。 置十四場。 籠

省の蘄 た に舉げる蘄口は三年 と謂へる事である。松井氏は無批判に乾德二年権茶の記事と同所にこれを引用してゐるが、 のを買茶場設置と誤り、 春 ふ理あらうか。 |縣に當る。二年に旣にこの地に榷茶を實施せりと謂ひながら三年に又その同 の所に擧げる蘄州とは同一の所であつて、 思ふに之れは長編の著者率燾が乾億二年に京師以下の四地方に権貨務を置かれ その結果思はず自己矛盾を表現するに至つたのであらう。 蕲口は
蕲州の
蕲口である。
今日の
湖 以上の如く見て 一地に椎茶を行 二年の所

Ž で を以つてそれと認定するかである。 きものと思ふ。 來るなれば乾德二年八月京師以下の四地方に買茶場を設けて茶を確したとの長編の記事は、全く誤り されなかつたやうである。 n 宋史、 たとの説は成立し得ない。 文献通考, 從つて松井氏の言へる如く乾徳二年に買茶場も確貨務も同時に、 夢溪筆談、 故に真の喜賣は行はれなかつた。思ふに二年八月設置されたる権貨務は しからば権荼の開始年代は何年とすべきか。 皇宋十朝綱要、 しかし二年八月には権貨務は設けられたるが、 玉海等にある権貨務を設けたとの記述を以つて正し 乾德二年八月權貨場設置 しか 民 の自由賣買は も同一 地 心に併置

JE.

買入れたる茶をば蓄藏して、商旅に直接賣渡し、 その地方の民に租税の代りに折納せしめたる茶、 或は多分その後間も無く實施されたる交引折中(註1) 即ち折茶(或は折税茶とも謂ふ)とか、或は官自から 法

朱代茶法開始の年とは稱し得る。 を以つてその最初と見なければならない。 事を行つてゐたのであらう。眞の權茶開始は、長編卷六にある乾德三年九月の蕲黄舒廬壽五州 如く、商旅が先づ物品を政府に納入し、その代償として権貨務より茶を貰ひ受くるに相似たやうなる 権茶が茶の主要産地一般に行はれ始めたのは乾德五年からである。 乾德二年八月は権荼開始の年と見る事は出來ぬが、 の権案

玉 一海卷百八十一、 乾徳権茶の條

乾德

五年。

初権江

淮 湖浙

福建路茶。

蓋禁南商擅有中州之利。

故置場以買之。

自江以北。

皆為禁

地 叉同 書卷一百八十一、天聖茶法の所に、

乾德 五. 年。 始禁私鬻茶。

次に夢溪筆 ·談卷十二に

乾 德 五年。 始禁私賣茶。 從不應 爲情理 重

玉海や夢溪筆談は、 へて、かくの如く始めて私賣茶を禁ずと謂 江淮 湖荆 福 建の諸地 方に つた ----般的 のであらう。 に推 茶が 行 はれ始めたのを以つて、 その開

売始と 考

以上 の如く権茶開 |始年代は決定されたるがこゝに注意せねばならぬのは前に引用せる長編卷五の乾

宋代權茶開始年代考附三說法

第十七卷 第一 號 五七

( 57 )

然るに幸ひにもこの文の末尾に、長編の著者李燾自身が註を附して、 その上その刑罰さへ明かに規定してゐるのであるから、 律 **德二年八月置場権茶の次にある自唐武宗。** :が長編にある如く乾德二年八月に發布されたるものであれば、これは民の私の賣買を禁じ、 始禁民私賣茶。……皆死までの記事である。 権茶開始は乾徳二年八月と爲さねばならぬ。

自唐武宗以下至皆死。並據本志。當在此年。今附見權茶後。

とあるから、今は傳はらないが當時存してゐた「三朝國史食貨志か(註二) と言つて、この一文の出所、 並びに採録に當つての彼の考へを述べてゐる。卽ちこれは本志に據つた 九朝國史食貨志に"在つたものを採

つたのであつて、

しかもその食貨志に既に年代を明記せざりしと見えて、

その儘採録したのであらう。 記も無く、 と單なる推測のもとに、 これとほ〜同樣の刑律を乾德二年の事として舉げてゐるが、これは馬端臨が長編の記事を(註三) 乾德二年八月置場権茶の後に附記してゐる。文献通考征権考五には何等の註 乾德二年権茶が實施されない事が判れば何も乾徳二年の所に附記する必

五年。 ると、 要は てより後、 始禁私賣茶。從不應。爲情理重。とか、又宋會要食貨之部茶の所に、 これは乾德三年から太平興國二年に至る間に發布されたものであらう。 十二年後の太宗の太平興國二年重ねて法令が發布され、この問題の法令を改正せる所を見(註四) 李燾さへ乾德二年の事とするに自信がない。 思ふにこれは乾德三年権茶が始めて開始され 夢溪筆談卷十二、乾德

李燾は當在此年(乾德二年)

太祖乾德五年。詔。客旅於官場買到茶。 如於禁權賣者。並從不應。爲一□重定斷。

茶。爲官司擒捕者。 生ぜない。 とあるはこの法令制定を意味するものではなからうか。 又この法令全部が同時に發布されたかも疑はしく宋史食貨志によれば、最後の持仗販易私(註五) 皆死とは太平興國二年よりは十數年後の淳化三年に規定されたとなし、 かく乾道五年と考ふれば年代的にも不合理は その他

條項は年代は示さぬが太平興國二年以前としてゐる。

要視して、宋代権茶開始年代をこゝに置かんとしたが、これ亦李燾の誤謬に禍ひされて同一の誤謬に 要するに長編卷五乾億五年八月権茶の一文は、全く李燾の誤りであつて、松井氏はしかしこれを重

次に三説法につきて少しく考へを述べよう。三説法は太宗の末年から真宗一代を通じて實施され、

陷つたのであらう。

商人が西北邊に芻糧を納入し、政府がこれに對し代價を支拂ふその支拂ひ方法である。太祖、太宗頃

**芻糧納入に對しては、京師に於て現金で支拂ふか、又は揚子江方面に於て茶を以つて代償するかであ** 

つた。眞宗の時になると、芻糧納入代價を支拂ふ際に、(一)東南地方に行きて現錢を受取るか、(二)

的には三説法と云ふが、何故に三分法とも云ふかについては、夢溪筆談|\*\*に左の如く説明してゐる。 法 從來の如く茶を受取るか、又は(三)香藥象牙犀角を受取るかの三樣の代償方法を行つた。これを三說 と謂ふ。 大抵の書はこれを三説法と稱してゐるが、玉海には又これを三分法とも稱してゐる。一般

宋代惟茶開 始年代考附三說法

第一號

五九

先入中 又有 納。 數下 此 世 乃三 爲 見 庫 並 一務。 一分法。 算茶 錢 糧草。 說。 折 於京 鹽 便糴 爲 有 師 乃 封 四 其 三說 **沿指京** 分法。 請 存 謂 爲 見錢緊 領。 緣 法。 師。 說 邊入 更改不 \_\_\_ 最 一說先博 算請慢便 直 納 便。 便錢緊茶鈔。 便 糧 爲 草。 三說 0 糴 製足。 說 錢慢茶鈔及雜貨。 皆 其 考 非三說 價 處緊鈔謂上三山場惟務 然後召緊錢便茶謂水路商旅所便 然後召 皆謂<sup>o</sup> 其 折 然後 言謂 爲三分。 之博 見錢為 聽 便 糴 予在三司。 経及 者。 慢茶鈔謂 分支見 極邊糧 直 說。 便。 求得三 錢。 下三山場推務 直道路貨易非便處直 犀 以 草。 牙香 此 人入中。 歲入必 商 記 分 樂為 落 祭 。 折犀 X ハ競趨 象雜 說。 欲 便糴 便 2年先赴 足常 = 者。 一說者 貨。 茶 者。 商 額 爲 次邊 極 人 0 一邊博 說。 取 每歲自二 乃是三 分折茶。 便 種草っ 深不 於緣 糴。 事。 故邊 邊入 司 商 爾後 博 Ĺ 抛

聚常 求 會 充 足。 上左遷<sup>o</sup> 不 為諸 不 巣 建議 那 分裂。 糧 草之價不能翔踊 諸路稅課 亦皆盈 行。 此良法 心 予在三司。 方欲講

60

は は 意味、 眀 ĖD 何 ъ = か とな 等 卽 證 ち の つた。 博羅、 說 法 明 は 本 が 松井氏 無 來 便 和 は三分法と稱すべ () ٠, ક 及 亦これまで び n 直 は三説 便 の三 法 は説 きを、 卽 事を指すので ちニ 明 誤つて Ĺ 分 Ť 法) 案出 10 ある る = かゞ 説 記法と稱 ૃ の沿革を L 以 か Ġ Ŀ ï 討究す ば 夢溪筆談 たのであつて、 何故 ń E ば判明する か 0 說 ζ 混 明 同 É = 一說法 Z 依 ので n つ 7 1 た は 兩 は カュ な 元來 13 者 2 い 0 差違 别 かっ ŗ, ع 0 7

至 元 车。 鹽鐵使陳恕為三說 法。 以茶質之。又益以東南紙錢。自西北宿兵。慕商人入錫栗。 香樂泉蘭o加 司之三說。 對虛估給券。 思

ふ

玉

海

卷

百八十

天聖

茶

法

0

條に、

又章俊卿の山堂考索後集卷五十、立三算茶法の條及び宋史陳恕傳には、

陳恕爲三司使。將立茶法。召茶商數十人。俾條利害。第爲三等。副使朱初曰。吾觀上等之說。

以經文。 取太猥。 於是爲三法。行之數年。貨賄流通。公用足而民富實。 此可行於商買。不可行於朝廷。下等固滅裂無取。惟中等之說。公私皆濟。吾裁損之。

वि

利

本として三説法(卽ち三分法)を作つたと云ふ。故に三説法、卽ち三分法は上中下の三説より生れたも のである。上中下の三説より生れた三分法と云ふやうなる事から、 るに至つたのでは無からうか。 山 |堂考索並びに宋史に三法とあるは、玉海に依るに、これは三説法を意味する。陳恕が三説法を案 茶商を集めて各自意見を吐露せしめ、それをば上中下の三等の説に分類し、中等の説を基 かくの如き推測が許さるゝならばこの場合の三説なるものは夢溪筆談 三分法と三説法の名稱が混同され

āĿ 一、交引折中法は、 ち交引を授けて京師に至つて緡錢を得しめるか、又は江淮荆湖地方に行つて茶を受取らしめた。 太宗の雍熈年間より實施され、 商人をして芻糧を塞下に納入せしめ、

の謂

ふ博羅便羅

直便の如き嚴格なる意味は持たなくなつてくる。

(昭和六年十一月十八日稿)

註二、宋代に太祖太宗眞宗三代の三朝國史、 朝國史、 及びこれ等を集大成せる九朝國史のあつた事は容齋三筆卷 仁宗英宗二代の兩朝國史、 神宗哲宗徽宗欽宗四 代 の四

れを交引折中法と謂ふ。(宋史食貨志、

長編卷三十

第十七卷 四 に見ゆ? 長編中に國史と

宋代推茶開始年代考附三說法

第十七卷二第一號

**輝するはこれ等を指すのである。これ等に食貨志のあつた事は朱會要に引用せられてゐるもの** 

で知り得る。

註三、文献通考征權五、太祖皇帝乾德二年。詔。民茶折稅外。悉官買。敢藏匿不送官。及私販鬻者。 沒入之。 論罪。主更私以官茶貿易及一貫五百。並持仗販易。為官私擒捕者。皆死。 とあり。文

献通考の著者馬端臨が長編を熟知し利用したと想像される點は文献通考中に長編作成の沿革を

詳かに記せる事からしても知り得る。

註四、 考征權五、宋史食貨志、 太平與國二年。重定法。務輕減。主吏盜官茶販鬻錢三貫以上。黥面送闕下。云々。 長編卷十八)

註五、宋史食貨志、淳化三年。凡結徒持杖販易私茶。遇官司擒捕抵拒者。皆死。

62 ) (

(文献通